

災害時における雇用保険失業給付の特別措置について

平成23年9月2日、台風12号による被害の影響に係る災害救助法適用に伴い、三重労働局では、雇用保険の失業給付の支給に関して、以下の特別措置等を設けました。

【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための 失業の認定日の取扱いについて】

雇用保険失業給付を受給している方が、台風の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。
失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出下さい。

【災害救助法適用時における支援策について】

○災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

1 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける熊野市・御浜町・紀宝町（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：現在、災害救助法の適用をうけた市町は、熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町です。）

（注②：雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。）

（注③：災害により直接被害を受け休業した場合は対象となります。）

3 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

問い合わせ先

この制度内容は手続きなど詳しいことは、お近くのハローワークまたは三重労働局職業安定課にお問合せ下さい。

三重労働局職業安定課
TEL 059-226-2305

特別労働相談窓口一覧

○ 熊野労働基準監督署

〒	5 1 9 - 4 3 2 4
	熊野市井戸町6 7 2 - 3
TEL	0 5 9 7 - 8 5 - 2 2 7 7

○ ハローワーク熊野

〒	5 1 9 - 4 3 2 4
	熊野市井戸町赤坂7 3 9 - 3
TEL	0 5 9 7 - 8 9 - 5 3 5 1

○ 三重労働局企画室

〒	5 1 4 - 8 5 2 4
	津市島崎町3 2 7 - 2
TEL	0 5 9 - 2 2 6 - 2 1 1 0